

業務指示書

アンゴラ国ナミベ港改修計画準備調査（見直し）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年11月25日 12時まで

問合せ先：調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年11月30日までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません。

()認めます。

(○)認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾計画、港湾施設設計に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/港湾計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アンゴラ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾施設設計】

- 1) 類似業務の経験：港湾施設設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アンゴラ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施工・調達計画/積算】

- 1) 類似業務の経験：施工・調達計画/積算に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

- 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物
 - (1) 期限： 2015年12月4日 12時
 - (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
 - (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写 4部
見積もり 正1部 写 1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d'Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(AOA1 = 8.9 円 , US\$1 = 120.93 円 , EUR1 = 132.36 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/港湾計画

港湾施設設計

施工・調達計画/積算

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.82 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2015年12月28日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (O) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
アンゴラ国ナミベ港改修計画準備調査（見直し）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/港湾計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 港湾施設設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 施工・調達計画/積算	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

アンゴラ国はアフリカ大陸南西部に位置し、南はナミビア、東はザンビア、北はコンゴ民主共和国と国境を接する。国土面積は124.7万km²、人口2,147万人、一人当たりGNI 5,010ドル（全て2013年）であり、石油とダイヤモンド等豊富な鉱物資源に恵まれており、経済的潜在力は高い。

アンゴラ国では2002年まで続いた内戦により、国内インフラの破壊と老朽化が進み、アンゴラ国的主要商業港では、港湾施設の劣化・非効率な運用が物流の妨げとなっている。他方で、内戦終結後、アンゴラ国は天然資源による収入を梃子に、急速な経済復興を進めたことから、資材や生活雑貨等の輸入貨物が増加しており、現状の港湾施設の改善が急務となっている。

この課題に対応するため、我が国は開発調査「港湾緊急復興計画調査」（2005年）を実施し、2010年の貨物取扱量を念頭に緊急的に改修が必要な施設を抽出した緊急復興計画を策定した。同計画において、ナミベ港はアンゴラ国的主要4港の中で最も老朽化が進行していると報告され、これを受けて我が国は2008年から2010年に無償資金協力「緊急港湾改修計画」（以下、「前回無償事業」）を実施し、ナミベ港の岸壁1バース（3A岸壁）の整備が2010年8月に竣工した。

前回無償事業により3A岸壁は改修されたものの、3B岸壁の老朽化はさらに進んでいること、ナミベ港の取扱量は2009年時点ですで約26,000TEUに到達しており、開発調査時に予測した2010年時点のハイレベルの取扱量24,000TEUを既に上回っていたことから、アンゴラ政府は3B岸壁の改修を我が国政府に要請した。同要請を受けて我が国は2010年11月～2011年5月にかけて「ナミベ港改修計画準備調査」（以下、「前回準備調査」）を実施し、3B岸壁改修の妥当性があると判断し、2012年5月の我が国閣議で本事業の実施が決定された。

しかしながら、その後の我が国政府とアンゴラ政府のE/N交渉が諸々の理由により頓挫し、本事業のE/N及びG/Aは未締結である。2015年になって、我が国政府から、本事業のE/N交渉を再開、2012年5月の閣議決定済の供与限度額内で本事業を実施する方針が示された。一方で、閣議決定から3年以上を経過し、為替レートの変動、物価の変動、現場の状況変化などがあるため、当初計画通りの全てのコンポーネントの整備は困難である。2015年5月にJICA団員による調査団をアンゴラ国に派遣し、本事業の実施を要望する旨のアンゴラ政府の意思を改めて確認すると共に、一部コンポーネントの削減/見直しは避けられない旨の説明を行い、アンゴラ政府の了承を得た。これらの状況を踏まえ、積算見直し、一部コンポーネントの見直しなどを行ったうえで供与限度額内の中での最適計画を策定するために今般の準備調査（見直し）を実施するものである。

2. 事業の概要

(1) 事業目標

ナミベ港が改修されることにより、本来の港湾施設としての機能が回復され、物流が促進される。

(2) 事業の成果

ナミベ港3B岸壁が改修される。

(3) 事業の概要（2012年5月閣議決定時の内容）

- ・3B 岸壁改修（240m）
- ・エプロン及びヤードの補修（14,568 m²、岸壁クレーンレールの再敷設含む）
- ・冷凍コンテナ施設整備（冷凍コンテナ蔵置部のコンクリート舗装、電源の設置など）

(4) 対象地域（サイト）

ナミベ州ナミベ港

(5) 関係官庁・機関

監督省庁：運輸省海事港湾局

実施機関：ナミベ港湾公社

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- ・港湾緊急復興計画調査（2005年）
- ・緊急港湾改修計画（無償）（2008～2010年）
- ・ナミベ港改修計画準備調査（2010～2011年）

3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、前回準備調査の結果を踏まえて事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模について概略設計の見直しを必要に応じて行い、概略事業費の再積算を行うとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、アンゴラ国政府から要請のあった「ナミベ港改修計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがアンゴラ国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 準備調査（見直し）実施の背景

本事業は、2010年11月～2011年5月にかけて実施した前回準備調査の結果を受け、我が国政府により2012年5月に閣議決定された案件である。その後、我が国政府とアンゴラ政府のE/N交渉が頓挫していたが、2015年になって、本事業のE/N交渉を再開すること、2012年5月の閣議決定済の供与限度額内で本事業を実施する方針が我が国政府から示された。一方で、閣議決定から3年以上を経過し、為替レートの変動、物価の変動、現場の状況変化などがあるため、前回準備調査の結果を踏まえて、積算見直し、一部コンポーネントの見直しなどを行ったうえで供与限度額内の中での最適

計画を策定する。

(2) 現地調査の実施方法

調査は、①現場確認、本事業の協力対象とする範囲、物価などに必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員が1週間程度参加することとする。

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査の実施に当たっては、JICAは、調査の過程で日本側関係者が出席する会議を少なくとも以下のとおり開催し、関係者と合意形成を図りながら進める。コンサルタントはこれらの会議に参加し、技術的観点に係る説明の実施、質疑応答などを行う。

1) 現地調査派遣前

調査方針、調査計画等を協議、確認する。

2) 現地調査帰国後

現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明すると共に、前回準備調査で策定した設計・積算の見直しの方向性を確認する。

3) 報告書案説明調査派遣前

準備調査報告書（案）に基づき、計画内容を確認する。

4) 報告書案説明調査派遣後

必要に応じて帰国報告会を開催し、アンゴラ側と合意した内容に基づき、計画内容を報告する。

(4) 協力コンポーネントの検討

2015年5月に実施したJICA団員による協議により、アンゴラ側が岸壁とエプロンに関しては当初計画通り（延長240m）の実施を要望していたことから、それを基本方針とし、残りのコンテナヤードとリーファープラグに関しては供与限度額内で可能な範囲で実施する方針とする。なお、前回準備調査完了後、中国がエプロンに鉄道線路を引込み、その際に周辺のエプロン舗装も打ち換えているとの情報がある。その際は当該部分のエプロン舗装は我が国協力対象から外れる。また、前回準備調査においては、コンテナヤードの舗装厚さを35cmで設計しているが、現在ナミベ港で使用している荷役機械の状況を確認し、舗装厚を小さくしてコンテナヤードの改修面積ができるだけ当初計画に近い広さを確保することなども検討する。

(5) 岸壁クレーンレールの取扱

既存岸壁には岸壁クレーンレールがあり、前回準備調査報告書では、同クレーンレールを再敷設することとなっている。一方、2015年5月のJICA団員による調査時には、同クレーンの定格容量が小さいこと、現在は使用されていないことが確認されている。クレーンレールの再敷設を取りやめること、さらには、事業費に余裕があればモバイルクレーンを整備することも検討に値すると考えるところ、アンゴラ側の意向も確認しながら検討する。

(6) 就労ビザ取得、免税措置

3A 岸壁を対象とした前回無償事業においては、就労ビザの取得に多大な時間を要した（特に第三国人）。現在の就労ビザ取得手続きを確認すると共に、就労ビザの発出にあたってアンゴラ政府の善処を求める。また、建設資機材の免税措置の遅延により資機材の通関が遅れて工事の進捗に影響が出たことから、免税措置についても確認する。

（7）安全対策に関する配慮

施工時の安全対策を念頭におき、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA建設工事安全管理ガイドライン（2014年9月）」（以下、「安全管理ガイドライン」）の趣旨を踏まえて準備調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイドラインの安全施工技術指針に留意するとともに、アンゴラ国の他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

（8）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または当機構担当者に速やかに相談するものとする。

6. 業務の内容

（1）インセプション・レポートの作成

関連資料（特に「ナミベ港改修計画準備調査」（2011年8月））の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。これらの作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する（和文・葡文）。

（2）インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）について先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

（3）事業の背景・経緯の確認

以下事項に関し、前回準備調査時からの状況の変化の有無及び現状を確認する。

- 1) アンゴラ国における港湾整備に係る上位計画（国家交通戦略等）
- 2) アンゴラ国における港湾整備の現状及び課題、アンゴラ国社会経済状況、ナミベ港の位置づけ・重要性
- 3) アンゴラ国によるナミベ港の開発計画、前回無償事業で整備した3A岸壁の活用状況、3B岸壁の位置づけ

（4）他ドナー・機関の援助動向の調査

以下事項に関し、前回準備調査時からの状況の変化の有無及び現状を確認する。

- 1) 中国によるナミベ港と内陸のクアンドクバンゴ州を結ぶモサメデス鉄道の整備状況（ナミベ港内への線路敷設状況含む）

2) その他本事業に影響を及ぼす可能性のある援助動向の有無

(5) 運営維持管理・実施体制調査

以下事項に関し、前回準備調査時からの状況の変化の有無及び現状を確認する。

- 1) 事業実施機関であるナミベ港湾公社の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準、保有施設・機材、それらの将来計画
- 2) 本事業の実施機関としての体制・人員・技術力

(6) サイト状況調査

以下事項に関し、前回準備調査時からの状況の変化の有無及び現状を確認する。

- 1) 既存の港湾設備（岸壁、エプロン、ヤード、倉庫等）の状態や利用・維持管理状況、港湾保安体制等
- 2) 既存の荷役機械の種類、能力、状態、数量、利用・維持管理状況等。岸壁クレーンについては、その利用状況及び今後の活用計画次第では、クレーンレールの再敷設の必要がなくなる可能性があるため、十分に確認する。また、リーチスタッカーやトップリフター等の移動式荷役機械の仕様（重量）については、前回準備調査で設計したエプロン及びヤードの舗装厚を減ずることが検討可能となる可能性もあるため、十分に確認する。
- 3) 中国が3B岸壁前に引き込んだ鉄道線路敷設状況及び周辺エプロンの舗装状況。線路引込みにあたって周辺のエプロン舗装も実施していた際には、その数量を本事業が減ずることが可能となるため、十分に確認する。

(7) 貨物状況調査

以下事項に関し、前回準備調査時からの状況の変化の有無及び現状を確認する。

- 1) ナミベ港を利用する船舶の入港隻数、諸元、取扱い貨物量及び荷姿（コンテナ、バラ荷、花崗岩など）
- 2) 既往のデータ、アンゴラ国の内陸部を結ぶインフラ整備状況（ex. ナミベ港からのモサメデス鉄道、ナミビア国ウォルビスベイ港からの道路）などを確認したうえでのナミベ港の位置づけ

(8) 環境社会配慮

以下事項に関し、前回準備調査時からの状況の変化の有無及び現状を確認する。

- 1) 前回準備調査において本事業において環境影響評価（EIA）実施は不要の旨のレターを運輸省より入手しているが、その有効性の再確認
- 2) 前回準備調査で策定した施工時の環境インパクトとその緩和策の見直しの必要性

(9) 運輸交通分野（特に港湾）に関する法令や基準、設計・施工条件の確認

以下事項に関し、前回準備調査時からの状況の変化の有無及び現状を確認する。

- 1) 運輸交通（特に港湾分野）及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件
- 2) 施工計画の条件（作業可能時間、岸壁使用制限の可否等）

(10) 施工・調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

前回準備調査の結果を踏まえ、本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。前回準備調査から4年以上経過しているため、その間の物価変動や調達事情の変化には十分に注意する。また、前回無償事業の際には、第三国人労働者の就労ビザ取得に多大な時間を要したことから、その点を考慮したサブコン・労働者の調達を検討する。

(11) 事業内容の計画策定（前回準備調査で策定した計画の見直し）

前回準備調査で策定した計画、今般の準備調査（見直し）及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画

上記を踏まえ、2012年5月の我が国閣議決定時の供与限度額内において実施可能な事業内容の基本計画を検討する。前回準備調査の計画をレビューしたうえで、以下の観点も踏まえて検討する。

ア) 移動式荷役機械の仕様（重量）によるエプロン及びヤードの舗装厚の縮減可能性の検討

イ) 中国が敷設した鉄道線路周辺のエプロン舗装の状況及び本事業からの削減可能性の検討

ウ) 既存の岸壁クレーンレールの撤去の可能性の検討

エ) 既存の岸壁クレーンレールに代わるモバイルクレーンなどの整備の検討

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・施工方針
- ・施工上の留意事項
- ・施工区分（先方負担工事との区分）
- ・施工監理方針
- ・品質管理計画
- ・資機材等調達計画
- ・実施工程
- ・安全管理計画

(12) 相手国側負担事項の概要

1) 相手国側負担事項（用地確保、各種建設許可の取得等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を再確認し、その着実な実施を相手国政府に要請し、確

約を取り付ける。コンサルタント団員は技術的見地から JICA 団員の業務を支援・助言する。

- 2) 無償資金協力として事業を実施する際のアンゴラ国政府の免税措置、アンゴラ国側負担の予算概要を再確認し、予定されている事業と先方負担事項との責任分担の考え方を明確にして相手国政府に説明する。特に、前回無償事業で多大な時間を要した就労ビザの取得や免税措置については十分に確認・協議する。履行手続きや期限についてはミニツツで合意する。コンサルタント団員は技術的見地から JICA 団員の業務を支援・助言する。

(13) 事業の運営・維持管理計画

先方実施機関の組織力及び技術力を再検証し、本計画の運営・維持管理体制を検討する。

(14) 事業の概略事業費

前回準備調査で計画した事業内容及び事業費を見直し、全体事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する協力対象事業の概略事業費、及び事業の維持管理費の概略事業費を再積算する。

再積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010年6月）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

(15) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(16) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確實に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(17) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(18) 事業の評価

前回準備調査で整理した本事業の評価（妥当性、有効性）をレビューし、必要な見直しを行う。前回準備調査においては、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価している。定量的効果については、目標年（現時点では事業完了を2011年と想定した3年後の2014年を目標年としている）と目標値を見直す。

(19) 準備調査（見直し）報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査（見直し）報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(20) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業（OCAJI等の業界）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合にはJICAと対応を協議する。

(21) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査（見直し）報告書（案）をアンゴラ国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（見直し後の概算事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(22) 準備調査（見直し）報告書等の作成

アンゴラ国政府関係者等への準備調査（見直し）報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(8)を成果品とする。

- | | |
|--|---|
| (1) 業務計画書 | : 和文3部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文5部、葡文10部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文8部 |
| (4) 準備調査（見直し）報告書（案） | : 和文8部
: 葡文10部 |
| (5) 概略事業費（無償）積算内訳書
(※コスト縮減検討資料を含む。) | : 和文2部 |
| (6) 準備調査（見直し）報告書
(※完成予想図を含む。) | : 和文（製本版） 8部及びCD-R 2枚
: 葡文（製本版） 16部及びCD-R 3枚 |

- ：和文（簡易製本版） 2部及びCD-R 1枚
(7) デジタル画像集 : CD-R 2枚（デジタル画像40枚程度）
(8) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版： 英文3部

- 注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) (5) については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010年6月）」を参照することとする。
- 注3) 準備調査（見直し）報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査（見直し）報告書（和文：簡易製本版）を作成する。
- 注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2016年1月中旬より第一回現地調査を行い、2016年2月中旬までに現地調査結果概要を提出する。帰国後に国内解析を実施し、2016年5月中旬に第二回現地調査（報告書案説明調査）を実施することを想定する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約 8.0 M/M（通訳を除く）

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／港湾計画（2号）
- 2) 港湾施設設計（3号）
- 3) 荷役機械/電気設備
- 4) 施工・調達計画／積算（3号）
- 5) 通訳（日本語 ⇄ 葡語）

注) 業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、記載の格付は目安であり、これを超える格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 通訳

上記(2)5)の通訳に関し、経費は直接費とする。また、日本から参団する通訳団員に加え、現地での通訳傭上も必要に応じて認める。傭上を希望する場合は、必要経費を本見積に含めること。

3. 参考資料

(1) 配布資料

- ・ナミベ港改修計画準備調査報告書（2011年8月）
- ・2015年5月JICA団員出張報告書

(2) 閲覧資料

下記資料はJICAホームページ(<http://www.jica.go.jp/>)にて閲覧可能。

- ・国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>
- ・ODA建設工事安全管理ガイドンス（2014年9月）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html
- ・JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）
http://www.jica.go.jp/information/info/2014/20141009_01.html
- ・協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_ma_n.html
- ・気候変動対策支援ツール／緩和策（2014年3月）
http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

本計画に関連する我が国援助の情報収集・確認調査報告書などは JICA 図書館ポータルサイトより閲覧可能。

<http://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>

- ・港湾緊急復興計画調査最終報告書（2006年8月）
- ・緊急港湾改修計画基本設計調査報告書（2007年12月）

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

（1）第一回現地調査

- 1) 団員構成：総括
　　計画管理
- 2) 調査行程：約10日間
- 3) 目的：
　　相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

（2）第二回現地調査（報告書案説明調査）

- 1) 団員構成：総括
　　計画管理
- 2) 調査行程：約8日間
- 3) 目的：
　　準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

なお、現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとする。

5. その他の留意事項

（1）無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

（2）複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（3）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。

当地の治安状況については、在アンゴラ日本大使館及びJICAアンゴラフィールドオフィスにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

また、在アンゴラ日本大使館及びJICAアンゴラフィールドオフィスと常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて作業を行う場合には、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(4) 宿泊料

ルアンダにおける宿泊料に関しては、27,300 円を上限として計上すること。

以 上